

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ－４－６ 自己資本の適切性（資本の質） Ⅲ－４－６－２ 監督手法・対応 Ⅲ－４－６－２－２ 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 Ⅲ－４－６－２－２－１ 農中【農中】 農中の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。 （１）その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性 その他 Tier 1 資本調達手段に係る農中法第 4 条第 4 項に規定する資本金の額の増額の届出又は農中法施行規則第 150 条第 1 項第 23 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れの届出があった場合等において、これがその他 Tier 1 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。 ①～③ （略） ④ 告示第 6 条第 4 項第 15 号本文等に従い、元本の削減等又は公的機関に	Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ－４－６ 自己資本の適切性（資本の質） Ⅲ－４－６－２ 監督手法・対応 Ⅲ－４－６－２－２ 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 Ⅲ－４－６－２－２－１ 農中【農中】 農中の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。 （１）その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性 その他 Tier 1 資本調達手段に係る農中法第 4 条第 4 項に規定する資本金の額の増額の届出、<u>農中法施行規則第 150 条第 1 項第 23 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れの届出又は同項第 30 号に規定する専ら農林中央金庫の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等（以下「特別目的会社等」という。）による資本調達の届出</u>があった場合等において、これがその他 Tier 1 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。 ①～③ （略） ④ <u>農中法自己資本告示</u>第 6 条第 4 項第 15 号本文等に従い、元本の削減等

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
よる資金援助がなければ農中が存続できないと認められる場合（以下「実質破綻事由」という。）において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときに、元本の削減等が行われる内容の特約を定める場合には、バーゼル銀行監督委員会「実質的な破綻状態において損失吸収力を確保するための最低要件」（2011 年 1 月）を踏まえ、以下の事項を全て満たさなければならないことに留意するものとする。 ア （略） イ 農中の海外子会社（<u>告示第 6 条第 3 項に規定する特別目的会社等</u>（以下「特別目的会社等」という。）を除く。）が資本調達手段を発行する場合であって、当該資本調達手段を農中の連結自己資本比率算定上のその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入するためには、当該海外子会社の所在地国の監督当局及び我が国当局のいずれか一方又は双方が、当該資本調達手段の元本の削減又は当該海外子会社への公的機関による資金援助がなければ当該海外子会社が存続できないとして当該資本調達手段の元本の削減又は当該海外子会社への公的機関による資金援助が必要と判断した場合に、当該資本調達手段の元本の削減等が、適用ある法令に従い直ちに行われる旨の内容となっていること。なお、この場合、当該海外子会社の普通出資に代えて、農中の普通出資を当該資本調達手段の保有者につき増加させることを妨げない。 なお、農中法自己資本比率告示第 6 条第 4 項第 15 号ただし書等の適用により同号に定める特約が定められていない場合には、法令の規定	又は公的機関による資金援助がなければ農中が存続できないと認められる場合（以下「実質破綻事由」という。）において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときに、元本の削減等が行われる内容の特約を定める場合には、バーゼル銀行監督委員会「実質的な破綻状態において損失吸収力を確保するための最低要件」（2011 年 1 月）を踏まえ、以下の事項を全て満たさなければならないことに留意するものとする。 ア （略） イ 農中の海外子会社（特別目的会社等を除く。）が資本調達手段を発行する場合であって、当該資本調達手段を農中の連結自己資本比率算定上のその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入するためには、当該海外子会社の所在地国の監督当局及び我が国当局のいずれか一方又は双方が、当該資本調達手段の元本の削減又は当該海外子会社への公的機関による資金援助がなければ当該海外子会社が存続できないとして当該資本調達手段の元本の削減又は当該海外子会社への公的機関による資金援助が必要と判断した場合に、当該資本調達手段の元本の削減等が、適用ある法令に従い直ちに行われる旨の内容となっていること。なお、この場合、当該海外子会社の普通出資に代えて、農中の普通出資を当該資本調達手段の保有者につき増加させることを妨げない。 なお、農中法自己資本比率告示第 6 条第 4 項第 15 号ただし書等の適用により同号に定める特約が定められていない場合には、法令の規定に基づいて元本の削減等を行う措置が講ぜられること又は公的機関に

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
に基づいて元本の削減等を行う措置が講ぜられること又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に、農中に生じる損失が当該資本調達手段において完全に負担されることが、当該資本調達手段の発行に際し開示されなければならないことに留意する。 ⑤ (略) (2) Tier 2 資本調達手段としての適格性 農中が発行する Tier 2 資本に係る農中法第 4 条第 4 項に規定する資本金の額の増額の届出又は農中法施行規則第 150 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンによる借入れの届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。 ①～⑤ (略) Ⅲ－４－６－２－３ 任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認【共通】 (1) 農中法施行規則第 150 条第 1 項第 24 号に規定する劣後ローンの期限前弁済に係る届出(当該劣後ローンが特別目的会社等を通じて発行された資本調達手段の発行代り金を農中に回金するためのものである場合を含む。)を受理しようとする時は、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合	による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に、農中に生じる損失が当該資本調達手段において完全に負担されることが、当該資本調達手段の発行に際し開示されなければならないことに留意する。 ⑤ (略) (2) Tier 2 資本調達手段としての適格性 農中が発行する Tier 2 資本に係る農中法第 4 条第 4 項に規定する資本金の額の増額の届出、<u>農中法施行規則第 150 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンによる借入れの届出又は同項第 30 号に規定する特別目的会社等による資本調達の届出</u>があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。 ①～⑤ (略) Ⅲ－４－６－２－３ 任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認【共通】 (1) 農中法施行規則第 150 条第 1 項第 24 号に規定する劣後ローンの期限前弁済に係る届出又は同項第 31 号に規定する特別目的会社等の発行する資本調達手段の期限前弁済若しくは期限前償還に係る届出を受理しようとする時は、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
意の趣旨を十分に踏まえるとともに、農中における期限前弁済（期限のないものについての弁済を含む。）後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。 （２）・（３） （略） （以下略）	とともに、農中における期限前弁済（期限のないものについての弁済を含む。）後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。 （２）・（３） （略） （以下略）